

平成 31 年 4 月 5 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター**企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」等に対するコメント**

貴委員会から平成31年1月18日付で公表されました、企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」(以下「時価算定会計基準案」という。)等に対するコメントは、以下のとおりです。

**質問 1(開発にあたっての基本的な方針に関する質問)**

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

同意します。

**質問 2(適用範囲に関する質問)**

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

同意します。ただし、将来的には、適用範囲を金融商品以外の資産および負債に拡大して検討されることを要望します。

**(理由)**

金融商品の時価の算定については、国際的な会計基準と整合させ、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性を向上させる必要性が高いと考えられることから、早期に会計基準の開発を終えるため、現時点において適用範囲を限定することは適切と考えます。しかし、金融商品以外の資産および負債の時価の算定についても、国際的な会計基準と整合させ、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることが望まれます。特に、我が国においては、不動産の時価の算定が財務諸表に与える影響は大きいものがあります。現状においても、企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」でも参照されている「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)に基づいて算定する実務が存在しますが、財務諸表に利用される時価については、資産及び負債の種類を問わず整合的な定義及びガイダンスを会計基準において定めるべきであると考えられます。

**質問 3(時価の定義に関する質問)****(質問3-1)時価の定義に関する質問**

本公開草案では、IFRS 第 13 号を基礎として、時価の定義を算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

同意します。

**(質問3-2)期末前1か月の平均価額に関する定めの削除に関する質問**

本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めに削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

同意します。

**質問 4(時価の算定単位に関する質問)**

本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によるとしてはいますが、一定の要件を満たす場合は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

同意します。

**質問 5(時価の算定方法に関する質問)**

本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

同意します。

### 質問 6(その他の取扱い)

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。

#### 【コメント】

企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「時価算定適用指針案」という。)第 24 項では、第三者から入手した相場価格の利用に関して、一定の要件を満たす場合、同一通貨の固定金利と変動金利を交換するプレイン・バニラ・金利スワップおよび為替予約に限定して、第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができるとされていますが、なぜこの 2つのデリバティブのみを対象とするかについての説明が必要であると考えます。

(理由)

限定列挙された2つのデリバティブ以外にも、例えば、インプットが全期間にわたって一般に公表されており観察可能である異種通貨の元本と金利を交換するプレイン・バニラ・通貨スワップなど、時価の算定の不確実性が相当程度低く、レベル2の時価に属すると判断される同種の商品が考えられます。時価算定適用指針案第 24 項においてプレイン・バニラ・金利スワップおよび為替予約の2つのみを対象とすることの根拠が不明確であると考えます。

### 質問 7(市場価格のない株式等の取扱い)

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 【コメント】

同意します。

ただし、企業会計基準公開草案第 65 号(企業会計基準第 10 号の改正案)「金融商品に関する会計基準(案)」(以下「金融商品会計基準案」という。)第 19 項の「なお、民法上の組合等において、構成資産が主に市場価格のない株式及び出資金などである場合についても、同様の取扱いとする。」については、「民法上の組合等に対する出資金は、市場価格のない株式と同様の取扱いとする。」とすべきであると考えます。

また、市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品の取扱いについても理由とともに明確にする必要があると考えます。

(理由)

金融商品会計基準案第 19 項の記載は、「構成資産が主に市場価格のない株式及び出資金などでない「民法上の組合等」については「市場価格のない株式等」に該当しないとの誤解を与えるおそれがあると考えます。会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第 132 項によれば、民法上の組合等に対する出資金の貸借対照表価額は、構成資産が何であるかを問わず、組合等の財産の持分相当額となることから、すべて市場価格のない株式と同様

の取扱いとすることが適切と考えられます。

また、非公開会社が発行する新株予約権や転換社債型新株予約権付社債など、市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品については、時価を把握することが極めて困難と認められるものとして扱っている事例もあるため、これらの金融商品の取扱いについて従来の考え方を踏襲するのか、踏襲しない場合はその理由を明確にする必要があると考えられます。

#### 質問 8(開示に関する質問)

##### (質問8-1)開示項目に関する質問

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上記の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

##### 【コメント】

同意します。

##### (質問8-2)期首残高から期末残高への調整表に関する質問

期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

##### 【コメント】

同意します。

#### 質問 9(適用時期及び経過措置に関する質問)

##### (質問9-1)適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

##### 【コメント】

同意します。

##### (質問9-2)経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

## 【コメント】

## 1. ②について

時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めにより、時価を算定するために用いた方法を変更する場合において、時価算定会計基準案第 20 項に基づき会計方針の変更に該当するものとし、当該会計方針の変更を過去の期間のすべてに遡及適用するということは、会計方針変更後に入手した過去の期間の観察可能なインプットを用いることを含めて、変更後の方法と同一の方法によって過去の期間の時価を算定するということである点を明らかにすべきであると考えます。

(理由)

現行の金融商品実務指針第 103 項では、「非上場デリバティブ取引の時価評価に当たっては、次の事項に留意する。」として、(1)に、「原則として、評価時点で保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合に取引相手先に支払うべき(又は受け取るべき)価額、いわゆる手仕舞いコスト(キャンセル・コスト)を見積もる。」とされています。これに従って算定された価額は、時価算定会計基準案第 5 項の時価の定義である、「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格」に合致するものと考えられます。したがって、過去の期間において時価算定会計基準案第 5 項の時価を算定するという会計方針を遡及適用した場合、時価算定会計基準案第 20 項の適用対象となる変更による影響額は無いと考えられます。利用するインプットの入手方法を含めた同一の方法による比較可能性の観点から遡及適用の方が有用である可能性があると考え、時価算定会計基準案第 20 項の経過措置を設けるのであれば、ここでいう遡及適用が、過去の期間における時価算定会計基準案第 5 項の時価を算定するという意味ではなく、会計方針変更後に入手した過去の期間の観察可能なインプットを用いることを含めて、変更後の方法と同一の方法によって過去の期間の時価を算定するということであることを明らかにすることが必要と考えられます。

## 2. ⑦について

金融商品会計基準案第 44-2 項「(略)本会計基準の平成 XX 年改正により生じる会計方針の変更は、時価の算定を変更することになり得るという意味では時価算定会計基準が定める新たな会計方針の適用(時価算定会計基準第 19 項)と同一であるため、時価算定会計基準の適用初年度における取扱いと同様に将来にわたって適用する。」は、「(略)本会計基準の平成 XX 年改正による新たな会計方針は、将来にわたって適用する。」とすべきであると考えます。その上で、結論の背景において、「本会計基準の適用初年度においては、将来にわたって適用することとした(第 44-2 項参照)。これは、本会計基準の平成 XX 年改正により生じる会計方針の変更は、時価の算定を変更することになり得るという意味では同一となる時価算定会計基準が定める新たな会計方針の適用(時価算定会計基準第 19 項)と同じ取扱いとすることが適切と考えられるためである。」と記載すべきであると考えます。

(理由)

「会計基準」と「結論の背景」は、明確に分けて記載することが適切と考えられます。また、「新たな会計方針の適用と同一」という表現は、会計基準等の改正時における会計方針の変更について、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべて

に遡及適用することを原則とした企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」と整合しないとの誤解を生じさせる可能性があると考えられます。

#### 質問 10(設例に関する質問)

本公開草案におけるIFRS 第 13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

#### 【コメント】

本公開草案におけるIFRS 第 13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意します。ただし、設例 8 については、2.(3)③の「13%が現在の市場の状況において最も時価を適切に表すための市場利回りであると判断した」根拠が不明瞭であると考えます。

(理由)

「13%が現在の市場の状況において最も時価を適切に表すための市場利回りであると判断した」根拠を示すことにより、会計基準の理解を深めるための参考として設例の有用性がより高まると考えられます。

#### 質問 11(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

#### 【コメント】

##### 1. 時価算定会計基準案第 14 項について

時価算定会計基準案第14項に払込資本を増加させる金融商品の例として「企業結合の対価として発行される株式」が挙げられていますが、「(例えば、取得とされた企業結合の対価として発行される株式)」として下線部を追加することが考えられます。

(理由)

共通支配下の取引の場合、移転された資産及び負債の対価として交付された株式の取得原価は、時価ではなく当該資産及び負債の適正な帳簿価額に基づいて算定される(企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 43 項)ためです。

##### 2. 結合分離適用指針第 38 項について

時価算定会計基準案の「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」において、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下「結合分離適用指針」という。)第38項は、「支払対価として取得企業の株式が交付された場合の取得の対価は、原則として、当該株式の企業結合日における時価により算定する。なお、非公開企業同士の株式の交換において、企業結合会計上の測定値として妥当と認められる時価純資産が算定されている場合(第357 項参照)には、被取得企業から受け入れた識別可能資産及び負債の企業結合日の時価を基

礎とした正味の評価額をもって評価することもできる。」とされ、現行の結合分離適用指針の(1)から(4)が削除され、なお書きが追加されています。なお書きでの「企業結合会計上の測定値として妥当と認められる時価純資産が算定されている場合」とはどのような場合が該当するのか、どのような場合を想定しているのか、判断基準の明確化が望まれます。

(理由)

現行の結合分離適用指針では(1)市場価格がない場合、または、(2)および(3)の合理的に算定した価額が得られない場合に、(4)の「被取得企業から受け入れた識別可能資産及び負債の企業結合日の時価を基礎とした正味の評価額」を用いることができるものとされており、改正案のように「企業結合会計上の測定値として妥当と認められる時価純資産が算定されている場合」という判断は必要とされていなかったと理解しています。時価算定会計基準案では、原則として時価を把握することが極めて困難な金融商品は想定されていないため、取得とされた企業結合の対価の時価(例えば、取得とされた企業結合の対価として発行された株式の時価)と識別可能資産・負債の時価(いわゆる時価純資産)との差額でのれんが算定されることを踏まえると、「企業結合会計上の測定値として妥当と認められる時価純資産が算定されている場合」の判断に関して、実務上の困難さが懸念されます。

### 3. 投資信託に関する経過措置について①

時価算定適用指針案第 27 項(投資信託に関する経過措置)(2)の「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能な投資信託」には、解約時に信託財産留保額を徴収する定めのある投資信託も含まれるかどうか、明確にすべきであると考えます。

(理由)

信託約款または規約の定めにより算定日において基準価格から信託財産留保額を徴収した金額で解約可能な投資信託は広く一般に取り扱われており、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能な投資信託」に含めるか否かについて、実務の多様性が生じる可能性があると考えられます。

### 4. 投資信託に関する経過措置について②

時価算定適用指針案第 27 項(投資信託に関する経過措置)(2)については、「(略)当該基準価格の時価とする場合は、当該投資信託の設定取引又は解約取引が活発か否か判断できない場合には、レベル 2 の時価に分類する。」とすべきであると考えます。

(理由)

投資信託の設定取引または解約取引の状況を投資家が適時に把握することについては困難性が認められ、レベル分類に係る判断基準については会計基準公表後に十分に検討することが必要と考えられます。したがって、経過措置期間中は簡便なレベル分類を許容することが適切であると考えられます。

### 5. 投資信託に関する経過措置について③

時価算定適用指針案第27項の第1段落は、「第25項の定めにかかわらず、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行い、投資信託に関する取扱いを改正するまでの間、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存

在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とする。」とし、以下の事項は結論の背景に記載することが適切と考えます。

- 投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に、一定の期間が必要と考えられること
- 投資信託に関する取扱いを改正するまでの間は、会計基準の公表に伴う平成XX年XX月XX日改正の直前の金融商品実務指針の取扱いを踏襲することとしたこと

また、当該結論の背景には、証券投資信託の受益証券で基準価格が公表されていないものであっても、当該証券投資信託の運用する金融資産又は金融負債の時価に基づき取引されるものについては、市場価格のある有価証券に該当すると考えられる旨を記載する必要があると考えます。

(理由)

「適用指針」と「結論の背景」は、明確に分けて記載することが適切と考えられます。また、本公開草案では現行の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)の「結論の背景」第82項が削除されていますが、時価算定適用指針案第27項では、「当該改正を行うまでの間は、会計基準の公表に伴う平成XX年XX月XX日改正の直前の金融商品実務指針の取扱いを踏襲し、(以下略)」とあることから、時価算定適用指針の結論の背景において現行の金融商品会計基準第82項の考え方を記載することが適切と考えられます。

## 6. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項について

以下のような場合についても注記することを求めることが適切であると考えます。

- 上場廃止等により市場価格のない株式となった場合
- 上場に伴い、市場価格のない株式から市場価格がある株式となった場合

(理由)

企業会計基準適用指針公開草案第65号(企業会計基準適用指針第19号の改正案)「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」(以下「金融商品時価開示適用指針案」という。)第5-2項(4)②エ、オにおいて、レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替額および当該振替の理由等を注記することが求められています。当該注記の範囲は、市場価格のない株式の取扱いにかかわらず、IFRS第13号と同様となるようにすることが適切と考えられます。

## 7. 時価がレベル3の時価に分類される金融資産および金融負債の期首残高から期末残高への調整表について

金融商品時価開示適用指針案第39-13項の「…時価の算定における主観性が相対的に高い金融商品を時価評価した結果として生じる未実現損益の情報は有用であると考えられるため、当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する時価がレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の評価損益及びその損益計算書における表示科目を注記するとしている。」における「未実現損益」(下線部)は、「損益」または「評価損益」とすべきであると考えます。

(理由)

当期の損益に計上した額であるため、「未実現損益」という表現は適切ではないと考えられます。



#### 8. 企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」の「結論の背景」における金融商品実務指針の参照について

企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「企業会計基準適用指針第 17 号」という。)の「結論の背景」第 37 項の「金融商品会計実務指針第 101 項から第 104 項」について、改正された旨の脚注を付すべきであると考えます。

(理由)

貴委員会からの改正依頼を踏まえ、日本公認会計士協会より公表されている金融商品実務指針の改正案において、金融商品実務指針第 101 項から第 104 項の削除が提案されています。企業会計基準適用指針の「結論の背景」における記載事項であるため、改正の対象にはならないと考えられますが、企業会計基準適用指針第 17 号の理解のためには、国際財務報告基準の「結論の根拠」において、参照している他の国際財務報告基準の規定が改正された場合と同様に、金融商品実務指針第 101 項から第 104 項が削除された旨を脚注として付すことが適切と考えられます。

#### 9. 市場価格のない株式等の取扱いについて

金融商品会計基準の(注 2)を削除し、金融商品会計基準案第 19 項の「市場において取引されていない株式」の「市場」を、「公設の取引所及びこれに類する市場、並びに、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等」に置き換えるべきであると考えます。

(理由)

時価算定会計基準案第 4 項(1)で定義されている「市場参加者」における「市場」は、金融商品会計基準(注2)および金融商品会計基準案第 19 項の「市場において取引されていない株式」における「市場」よりも範囲が広いと考えられます。金融商品会計基準における「市場」は、「市場参加者」における「市場」の意味でのみ用いることが適切と考えられます。

以 上